

# 伊佐市産業活性化事業補助金



伊佐市で起業するあなたを応援します！



「伊佐市産業活性化事業補助金」とは…「伊佐市起業チャレンジ支援事業補助金」から内容を変更し、新しく始まる補助金制度です。

| 補助金の種類       | 対象者             | 対象業種     | 対象経費                              | 補助率・上限額    |
|--------------|-----------------|----------|-----------------------------------|------------|
| ①起業支援補助金     | 起業予定者           | 裏面<br>参照 | 起業に要する<br>施設整備・設備導入費              | 2/5（140万円） |
|              | 起業から1年未満の者      |          |                                   |            |
| ②継業支援補助金     | 継業予定者           |          | 継業に要する<br>施設整備・設備導入費              | 1/3（90万円）  |
|              | 継業から1年未満の者      |          |                                   |            |
| ③空き店舗解消支援補助金 | 空き店舗を活用して事業を行う者 |          | 空き店舗を活用して事業を行う際に要する<br>施設整備・設備導入費 | 1/3（90万円）  |
| ④6次産業化支援補助金  | 認定農業者           | 農林畜産業    | 6次産業化に要する<br>施設整備・設備導入費           | 2/5（140万円） |

※補助金の上限額は加算分を含みます。

※詳細は伊佐市ホームページの補助金交付要綱をご確認ください。

「起業」とは…以下のいずれかに該当すること

- ①個人が開業すること
- ②事業を営んでいない個人が法人を設立すること
- ③個人が市内への移住に伴い事業を開始すること
- ④法人が市内への進出に伴い事業を開始すること

「継業」とは…個人事業主又は法人から事業を承継すること

「認定農業者」とは…以下のいずれかの認定を受けていること

- ①農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画
- ②酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画
- ③果樹農業振興特別措置法の果樹経営計画

「6次産業化」とは…以下のいずれかに取り組むこと

- ①市内の地域資源を原材料に新たに加工・販売を行うこと
- ②特産品開発・販売や体験型観光等により地域産業の付加価値向上に取り組むこと

裏面有

○加算要件

| 加算の種類  | 条件                   | 加算金額 |
|--------|----------------------|------|
| 地元加算   | 施設整備の全てを市内の業者に発注する場合 | 30万円 |
| 空き店舗加算 | 空き店舗を活用して事業を行う場合     | 30万円 |

○対象業種

| 大分類               | 中分類            |
|-------------------|----------------|
| 製造業               | 属する全ての製造業      |
| 情報通信業             | 情報サービス業        |
|                   | インターネット付随サービス業 |
| 運輸業               | 道路旅客運送業        |
| 卸売業 小売業           | 各種商品小売業        |
|                   | 織物・衣服・身の回り品小売業 |
|                   | 飲食料品小売業        |
|                   | 機械器具小売業        |
|                   | その他の小売業        |
| 生活関連サービス業 娯楽業     | 洗濯・理容・美容・浴場業   |
|                   | その他の生活関連サービス業  |
| 宿泊業 飲食サービス業       | 宿泊業            |
|                   | 飲食店            |
|                   | 持ち帰り・配達飲食サービス業 |
| 教育・学習支援業          | その他の教育、学習支援業   |
| サービス業（他に分類されないもの） | 自動車整備業         |

○応募締切

- ・ **令和5年7月15日（月）17時まで**  
※申請様式は伊佐市ホームページをご参照ください。

○審査会の開催

- ・ 審査方法：プレゼンテーション方式  
（事業内容等について、審査員に説明）
  - ・ 日 時：令和5年8月中旬頃
  - ・ 場 所：伊佐市役所 大口庁舎（予定）
  - ・ 発表時間：10分程度（質疑応答含め20分以内を予定）
- ※詳細な内容等は応募締切後、ご連絡いたします。

まずはこちらへご連絡ください！

◇お申込み・お問い合わせ◇  
伊佐市大口里1888 伊佐市役所  
企画政策課産業政策係  
☎0995-23-1311 内線：1305・1304